

## 上牧町 PR キャラクター着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上牧町 PR キャラクター「ゆりはちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出し)

第2条 町長は、着ぐるみの貸出しを希望する者（以下「貸出希望者」という。）が企画又は実施する各種イベントにおいて、次に掲げるものに使用する場合に着ぐるみを貸し出すことができる。

(1) 上牧町のイメージアップに資すると認められるもの

(2) 報道機関等を通じて上牧町 PR キャラクターとしての普及ができるもの

2 貸出期間は、借用及び返却に係る日数を含め、7日以内とする。ただし、町長が認めるときは、この限りではない。

3 使用料は、無料とする。

(資格要件)

第3条 貸出希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、町長はこれを承認しない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団及び同条に規定する暴力団員

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者

(3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(貸出しの申込み)

第4条 貸出希望者は、使用日の2週間前までに上牧町 PR キャラクター着ぐるみ貸出申込書（第1号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。申込みは、使用日の6か月前から、先着順に受け付けるものとする。

(貸出しの承認)

第5条 町長は、前条の規定による申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、上牧町 PR キャラクター着ぐるみ貸出承認通知書（第2号様式）により貸出希望者に通知するものとする。ただし、町の主催する行事、イベント等に係る貸出しについては、書面による決定を省略することができる。

2 町長は、前項の規定により承認する場合において、条件を付することができる。

- 3 町長は、本条第1項の規定による承認を行った場合においても、着ぐるみを貸し出すことができない事由が生じた場合は、貸出しを中止することができるものとする。
- 4 着ぐるみの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長はこれを承認しないこととし、上牧町PRキャラクター着ぐるみ貸出不承認通知書（第3号様式）により貸出希望者に通知するものとする。
  - (1) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれがある場合
  - (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
  - (3) 町の信用及び品位を害するものと認められる場合
  - (4) 特定の政治、思想、若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められる場合
  - (5) 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与えるおそれがある場合
  - (6) 営利を目的とする場合（ただし、あらかじめ町長の承認を受けた場合を除く。）
  - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者の利益となるおそれがある場合
  - (8) その他町長が着ぐるみの貸出しについて不適當と認めた場合  
（貸出条件）

第6条 着ぐるみの貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、上牧町役場において直接借り受けなければならない。

- 2 使用者は、上牧町役場において点検を受けて返却しなければならない。  
（使用上の遵守事項）

第7条 使用者は、着ぐるみの使用に際して、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡及び転貸しないこと。
- (2) 承認された用途にのみ使用し、他の用途には使用しないこと。
- (3) 貸出期間を遵守すること。
- (4) 火気、水回り及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (6) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。
- (7) その他、町長が特に付した条件に従って使用すること。

（承認の取消し）

第8条 町長は、使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき又はその他

この要綱に違反したときは、第2条の承認を取り消すとともに、その使用者への貸出しは行わない。この場合、使用者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

- 2 町長は、前項の規定により、着ぐるみの貸出しの承認を取り消すときは、上牧町 PR キャラクター着ぐるみ貸出承認取消通知書（第4号様式）により、使用者に通知するものとする。

（原状回復）

第9条 着ぐるみを破損し、汚損し、又は滅失させた者は、使用者の責任と負担により、これを原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第10条 着ぐるみの使用により、本町又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに町長に報告し、使用者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

- 2 着ぐるみの使用により、使用者及び第三者が負った被害に対しては、上牧町は一切責任を負わない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。